

公益財団法人岩手県文化振興事業団第50回理事会議事録

- 1 開催日時 令和2年3月18日(水) 午後1時30分～
- 2 開催場所 美術館 会議室
- 3 出席者 理事総数 9名
出席理事 9名
理事長 高橋 嘉行 理事 菅原 伸夫
理事 熊谷 常正 理事 齋藤 哲子
理事 工藤 啓一郎 理事 佐々木 一成
理事 柴田 和子 理事 高橋 廣至
理事 藁谷 収
監事総数 2名
出席監事 2名
監事 久保隆男 監事 佐々木 恵太
- 4 議長 理事長 高橋 嘉行
- 5 決議事項
議案第1号 令和元年度事業計画の変更について
議案第2号 令和元年度収支補正予算について
議案第3号 令和2年度事業計画について
議案第4号 令和2年度収支予算について
議案第5号 公益財団法人岩手県文化振興事業団職員給与規程の一部改正について
議案第6号 公益財団法人岩手県文化振興事業団就業規程の一部改正について
議案第7号 文化振興基金資産の処分(一部取り崩し)について
議案第8号 県立博物館創立40周年記念事業費用準備資金の処分(取り崩し)について
議案第9号 公益財団法人岩手県文化振興事業団組織規程の一部改正について

議案第10号 公益財団法人岩手県文化振興事業団の重要な使用人の選任について

6 報告事項

報告事項1 職務執行状況について

7 議事の経過の要領及びその結果

総務部総務課長が開会を宣し、本理事会は定款第35条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成立した旨を告げ、理事長が議長席に着き次の議事に入った。

(1) 議案第1号 令和元年度事業計画の変更について

議長は議案第1号を上程し、埋蔵文化財センター総務課長より別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

(2) 議案第2号 令和元年度収支補正予算について

議長は議案第2号を上程し、総務部総務課長より別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

《質問・意見等》

【理事】

事業収益の「子ども文化体験事業受託収益」の補正後予算額が0となっているが、事業がなくなったということか。

【総務部】

収入科目を「受取負担金」として整理したものであり、事業は実施した。

(3) 議案第3号 令和2年度事業計画について

議長は議案第3号を上程し、別紙議案書に基づき各事業所より説明がなされた。

このうち、県民会館ホール課長より、議案書17頁の県民会館事業(3)受託事業「さんりく音楽祭2020」の公演日について、新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、日程延期が決定したとの説明がなされた。

また、博物館副館長より、議案書31頁(2)東日本大震災被災資料の安定化処理、修復等(博物館)の「イ 公共団体等からの依頼による埋蔵文化財等の材質や製法に関する科学的調査を行い、古代文化の解明と資料の恒久的保存処理を行う。」を削除するとして訂正の説明がなされた。

以上の訂正をしたうえ、議案第3号について賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

《質問・意見等》

【理事】

博物館の事業計画から削除された埋蔵文化財等の保存処理事業について、当該処理は迅速さが求められ、博物館にしかできないものではないのか。事業実施しないことで影響が出ないか。

【博物館副館長】

今年度、当該事業における不適切処理事案が発覚したため、①事業継続について、県民の理解が得られる状況ではないこと、②処理に対応できる職員がいないこと、以上2点の理由から事業を実施しないこととしたものである。なお、近年の公共団体等からの依頼件数は数件であり、民間への外部委託もされているため、大きな影響はないと考える。

【理事長】

不適切処理事案に係る職員の解雇も関係しているため、後任者の確保等今後の在り方については、県教育委員会とも協議をしていく。

(4) 議案第4号 令和2年度収支予算について

議長は議案第4号を上程し、総務部総務課長より別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

《質問・意見等》

【理事長】

県民会館の会場使用料について、当予算作成後に、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、大きな収益が見込まれていた「いわて大恐竜展」が中止となるなど、補正が必要となる状況が多く発生しているため、しかるべき時期に改めてお諮りしたいと考えている。

【事務局長】

当予算は1～2月に作成したものであり、それ以降に生じた新型コロナウイルス感染拡大の影響は反映していない。特に、県民会館の利用料収入は大幅な減が見込まれ、自主事業についても、今後の情勢によっては実施の可否を判断する必要性も生じるものと考えられ、必要に応じ予算の補正をさせていただきたい。

【理事】

補正の時期はいつ頃を想定しているのか。

【事務局長】

通常であれば3月の補正であるが、夏や秋ごろもありうると考えている。

(5) 議案第5号 公益財団法人岩手県文化振興事業団職員給与規程の一部改正について

議案第9号 公益財団法人岩手県文化振興事業団職員組織規程の一部改正について

議長は議案第5号及び議案第9号を上程し、総務部総務課長より別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

(6) 議案第6号 公益財団法人岩手県文化振興事業団職員就業規程の一部改正について

議長は議案第6号を上程し、総務部総務課長より別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

(7) 議案第7号 文化振興基金資産の処分（一部取り崩し）について

議長は議案第7号を上程し、総務部総務課長より別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

《質問・意見等》

【理事】

数年連続で取り崩しを行っている一方で、助成事業を拡大している。本来、基金は取り崩していくものではないと思うので、助成事業の基準の見直しよりも根本的な部分の見直しが必要ではないか。

【理事長】

基金の運用益が不足しているための取り崩しであるが、取り崩し続ければ、いずれ財源の補填が必要となる。現在、当基金が中核となる事業としての県アーツカウンシルの構想がなされているが、それに伴って基金の所管が移管したとしても、岩手県の文化振興の起爆剤となるものであるため、運用については県と引き続き協議していく。

(8) 議案第8号 県立博物館創立40周年記念事業費用準備資金の処分（取り崩し）について

議長は議案第8号を上程し、総務部総務課長より別紙議案書に基づき説明が

なされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

(9) 議案第10号 公益財団法人岩手県文化振興事業団の重要な使用人の選任
について

議長は議案第10号を上程し、総務部総務課長より別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

[報告事項]

(1) 報告事項1 職務執行状況について

別紙資料に基づき、理事長並びに業務執行理事3名より報告があり、これを了承した。

以上をもって議事の全部を終了したので、午後3時40分閉会を宣し、解散した。

以上の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、理事長及び監事が記名押印する。

令和2年3月 日

公益財団法人岩手県文化振興事業団 第50回理事会

議 長 印

監 事 印

監 事 印